

2022年2月1日

お客様各位

遠軽信用金庫

法人等の預金口座を開設されるお客様へ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するための取り組みとして、法人等の預金口座を開設していただく際には、預金口座の利用目的、実質的支配者等を確認させていただきます。

つきましては、以下について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 法人等（個人事業主や任意団体の方を含みます。）の預金口座を開設されるお客様につきましては、お申し込みから口座開設までに一定の日数を要する場合がございます。

- 預金口座を開設する際、利用目的、事業内容及び実質的支配者等を詳細にお聞きするほか、追加書類の提出や事業所又は事務所に訪問させていただくなど、口座開設時に各種確認をさせていただきます。
なお、ご提出いただいた書類は、写しをとらせていただきます。

- 上記によるご確認の結果、口座の開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 実質的支配者の確認書類につきましては、2022年1月31日より「実質的支配者情報リスト制度」が創設され、「実質的支配者情報一覧」の写しが法務局より無料で発行されますので、是非、ご利用ください。

詳しくは、次のウェブサイトをご覧ください。

- ・ 法務省：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

お客様には、ご不便・お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上